

事業主の皆様へ

【大分労働局委託事業】

大分 働き方改革推進 支援センターのご案内

無料

- ★36協定(時間外労働)について知りたい!
- ★年休5日取得義務化
押さえておくべきポイントは?
- ★働き方改革を進めたときに活用できる助成金はあるの?

- ・年5日有給休暇の確実な取得(施行日:2019年4月1日)
- ・時間外労働の上限導入(施行日:2019年4月1日 中小企業:2020年4月1日)
- ・正規・非正規間の不合理な待遇差解消(施行日:2020年4月1日 中小企業:2021年4月1日)

秘密厳守 安心して相談ください。

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまのお手伝いをします。

“「有給休暇」の義務化” “新しい「労働時間ルール」” “パート・契約社員等の「同一労働同一賃金」”等の事業所の取組を支援し、就業規則の制定(見直し)や助成金の活用などについて社会保険労務士が相談に応じます。

問合せ
相談は
こちら

面談 > 大分市府内町 大分県社会保険労務士会内(下記地図)

電話 > ☎0120-450-836 ☎097-535-7173

メール > ホームページからも問合せできます。

<https://www.sr-oita.or.jp/>

大分の働き方支援

検索

午前 午後
相談時間 **9時~5時**

(土曜・日曜・国民の祝日・年末年始・お盆を除く)

個別支援

希望により専門家を派遣し、
支援いたします。

セミナー

商工会議所、商工会等において、
セミナー(説明会)を開催します。
日程は、決まった都度ホームページにてお知らせします。



大分市府内町1丁目6番21号
山王ファーストビル3F
大分県社会保険労務士会

※裏面に申込書

申 込 書

(FAX送信先 097-535-7187)

年 月 日

希望するサービス等にを記入ください。

相談を希望する

専門家派遣を 希望する (希望日時:)

希望しない

【相談内容】

「有給休暇」の義務化

新しい「労働時間ルール」

パート・契約社員などの「同一労働同一賃金」

就業規則の制定 (見直し)

助成金

その他 ()

働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーに講師を派遣します。

出張相談を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設において出張相談窓口に専門家を派遣します。

事業所名	
所在地	〒 ー
電話番号	
ご担当者名	

(備考)